

内閣府「AI 時代の知的財産権検討会」第 11 回会合

プリンシプル・コード最終化に向けた内容と反響の詳細調査

作成日:2026 年 4 月 23 日

Claude Opus 4.7

第 1 章 エグゼクティブサマリー

第 11 回会合は、**2026 年 4 月 21 日(火)**に開催された、「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」(以下「プリンシプル・コード案」)の最終化に向けたパブリックコメント(2025 年 12 月 26 日~2026 年 1 月 26 日実施)結果および関係団体意見表明を踏まえた審議会合である¹。第 10 回(2025 年 12 月 12 日)でコード案が公表されパブコメに付され、第 11 回ではその結果および主要関係団体(日本新聞協会、CODA、BSA、JIPA)の追加意見表明が行われた。

政策的インパクトの核心は、日本として世界で初めて「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式の生成 AI 向けソフトローを本格導入する点にある。強制力のない行動規範であるにもかかわらず、(1)コーポレートサイトでの透明性開示、(2)権利者からの法的手続準備段階での開示要求対応、(3)AI 生成物利用者からの学習対象照会対応という 3 原則は、実務上、日本向けに生成 AI サービスを提供する国内外の事業者には大きな対応負担をもたらすと見込まれている。権利者団体は賛同しつつ「実効性が弱い」として法制化を要求し、AI 事業者・経済界は「事実上の強制力」「営業秘密保護」「海外事業者との競争条件の不均衡」を懸念する、典型的な二極化構図となっている。

本検討会の「中間とりまとめ」(2024 年 5 月)が**現行法解釈の整理**にとどまっていたのに対し、プリンシプル・コードは**新たなソフトロー規範の創設**という質的飛躍であり、日本の AI 推進法(2025 年 9 月全面施行)・AI 基本計画(2025 年 12 月閣議決定)を補完する運用フェーズへの移行を象徴する²。次回会合で最終化される可能性が高く、「知的財産推進計画 2026」(2026 年 6 月頃策定見込み)への反映、ひいては実効性が担保されない場合の立法措置(著作権法改正等)に直結しうる点で、**今後数年間の日本 AI 知財ガバナンスの起点**となる位置づけにある。

第 2 章 第 11 回会合の基本情報

2.1 開催概要

項目	内容
開催日時	令和 8 年(2026 年)4 月 21 日(火)[参 3]
会合名	AI 時代の知的財産権検討会(第 11 回)
主催	内閣府知的財産戦略推進事務局(知的財産戦略本部の下に設置)
公式 URL	内閣官房 cas.go.jp ドメインおよび首相官邸 kantei.go.jp ドメインに掲載[参 1][参 4]
開催場所	議事次第に明記なし。対面/ウェブ会議併用方式と推測

なお、2026 年 1 月以降、検討会の公式ドキュメントは首相官邸ドメインから内閣官房ドメインへ移行している⁴(2026 年 1 月の内閣官房・内閣府見直しに伴う組織改編の影響)。

2.2 議事次第

公式議事次第に基づく概要は以下のとおり⁵:

1. 開会
2. 議事 (1) 本検討会において検討すべき課題について / (2) その他
3. 閉会

議事(1)は、プリンシプル・コード案のパブコメ結果と関係団体意見表明を踏まえた検討である。

2.3 出席者

公式議事次第ページに**出席者一覧は掲載されていない**(議事録公表段階で確定する)。過去の議事録に基づく情報は以下のとおり:

- ・座長:渡部俊也(東京大学)[参 6]
- ・事務局:内閣府知的財産戦略推進事務局、事務局長は中原裕彦氏(2026 年 2 月の経団連との意見

交換会で確認)[参 7]

・委員一覧:内閣官房公式サイト掲載の「委員一覧」PDF で確定。中川裕志(理化学研究所)等が含まれる。

2.4 配布資料の完全リスト

第 11 回の配布資料は以下のとおり 8:

資料番号	タイトル	作成者	ファイル
資料 1	パブリックコメントで寄せられた主な意見 (623KB)	事務局	shiryo1.pdf
資料 2	提出資料(1,431KB)	日本新聞協会	shiryo2.pdf
資料 3-1	提出資料(1)(415KB)	CODA	shiryo3-1.pdf
資料 3-2	提出資料(2)(567KB)	CODA	shiryo3-2.pdf
資料 4	提出資料(1,226KB)	BSA	shiryo4.pdf
資料 5	提出資料(467KB)	JIPA	shiryo5.pdf
参考 1-1	プリンシプル・コード(案)【日本語版】(408KB)	事務局	sanko1-1.pdf
参考 1-2	同【英語版】(310KB)	事務局	sanko1-2.pdf
参考 2-1	案概要 開示対象事項 具体例【日本語版】 (1,198KB)	事務局	sanko2-1.pdf
参考 2-2	同【英語版】(211KB)	事務局	sanko2-2.pdf

資料配布の構成上の特徴は、パブコメ結果を事務局が整理(資料 1)し、主要 4 団体からの補足意見表明(資料 2~5)、そしてコード案本体を参考資料として再配布という、「最終化前の論点整理フェーズ」らしい構成になっている点である。

第 3 章 議事内容の詳細

3.1 資料 1 「パブリックコメントで寄せられた主な意見」(事務局)

本資料本体は本調査では直接取得できず、内容詳細は未確認⁹。タイトルから、2025 年 12 月 26 日~2026 年 1 月 26 日に e-Gov で実施されたパブリックコメント(案件番号 095251270)に対する提出意見を、事務局が論点別に整理した資料と推測される¹⁰。別途確認できる範囲では、日経新聞が「AI 事業者から学習データ詳細開示など対応困難な項目への疑問」「権利侵害を訴える団体はコードを評価」「外国企業にも順守を求める公平なルールづくり要求」という両論の存在を報じている¹¹。

3.2 資料 2 日本新聞協会「プリンシプル・コード策定に対する意見」

第 11 回で最も詳細に内容を確認できた資料である¹²。新聞協会は 2026 年 1 月 26 日付のパブコメ意見書を基に、第 11 回会合で意見表明を行った。主要論点は以下のとおり。

【総論】 プリンシプル・コード案を「報道コンテンツなどの知的財産の適切な保護を一步前進させる重要な内容」と肯定的に評価。ただし「法定ルールではなく、強制的な開示や罰則を伴わないことから、事業者が順守するかは不透明」と実効性に懸念。「これまでも文化庁『AI と著作権に関する考え方について』等を順守していないことが強く疑われるサービス展開が、海外事業者を中心に散見される」とし、改善が見られない場合は法制化を迅速に検討するよう政府に要求した。

【原則 1・透明性確保】 学習データ関連事項の開示、第三者クローラからの提供データの開示対象化に賛同。RAG(検索拡張生成)で用いる「知識データ」も蓄積している場合は開示対象に含めるべきと主張。ペイウォール等アクセス制限・robots.txt 尊重に賛同。

【原則 2・3・開示要求への対応】 「使用されたデータセットを権利者側が特定できることが重要」として、開示要求のハードルを低減すべき、訴訟の「準備段階」は検討段階も含め広く解釈すべき、と主張。「URL 情報等だけでなく、要求者が指定するコンテンツが含まれるか否かについても要求可能とすべき」という具体的修正提案を行った。

【事業者側懸念への反論】 営業秘密・セキュリティ懸念は過剰でなく、開発者側に実害が生じる場合は説明で回避できる設計になっていると主張。コスト懸念に対しては契約締結で双方のコスト削減が可能と反論。海外事業者に対する政府の周知と順守働きかけを要望。

【背景として記載された動向】 資料 2 には、権利者団体として新聞協会・会員社が生成 AI を巡り 3 年間行ってきた声明・見解の年表が掲載されており、**読売・朝日・日経による Perplexity 提訴(2025 年 8 月)**、**共同通信加盟 48 社を含む毎日・産経・共同の Perplexity 抗議書・抗議声明(2025 年 12 月)**が記載されている¹³。これは、コード案の「実効性不足」論を、具体的な侵害事案の存在で補強する構成となっている。

3.3 資料 3-1/3-2 CODA、資料 4 BSA、資料 5 JIPA

本文は直接取得できず、内容詳細は未確認(本調査の技術的制約)。以下、各団体の性格からの合理的推測と既知情報に基づく想定。

・ **CODA(コンテンツ海外流通促進機構)**¹⁴:海外における日本コンテンツの海賊版対策を主な目的とする権利者団体。提出資料 2 本構成から、(1)コード案への総論的立場、(2)具体的論点(おそらく海外事業者による日本コンテンツの無断学習・生成への対応強化)の 2 分冊と推測される。スタンスは権利者保護強化方向で、新聞協会の立場に近いと想定。

・ **BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)**¹⁵:Microsoft、Oracle、IBM 等の米国系ソフトウェア業界団体。エンタープライズ AI 事業者の立場から、開示対象の明確化・限定、営業秘密保護、国際整合性、域外適用の抑制を主張していると推測される。事業者側の立場を代表する海外系団体として、JANE(新経済連盟)と近似する意見と想定。

・ **JIPA(日本知的財産協会)**¹⁶:日本の大企業の知財部門が加盟する業界最大の知財実務団体。産業界実務者の立場から、実務コスト負担、中小企業・スタートアップへの配慮、特許法との整合性、AI 利用事業者(ユーザー側企業)への波及の最小化を主張していると推測される。

(※これら 3 資料については、本文の具体的内容は推測の域を出ない点を明記する)

3.4 参考資料 1・2 プリンシプル・コード案本体

第 10 回(2025 年 12 月 12 日)でパブコメに付された案本体と「概要 開示対象事項 具体例」の日英版。本文の詳細は第 10 回資料 2¹⁷から全文確認済み。概要は第 4 章で詳述。第 11 回版と第 10 回版との具体的修正点の有無は未確認(参考資料として第 10 回版を再配布している可能性が高い

が、事務局による軽微な修正を含む可能性もある)。

3.5 議論の主要論点と委員の主要発言

議事録は 2026 年 4 月 23 日時点で公表確認できず¹⁸。そのため、議事の実質内容は配布資料、報道、関係者発信から推測するほかない。推測される主要論点は以下のとおり。

- (1) **パブコメ意見の反映方針**:どの意見を本文に取り込み、どの意見は事務局の Q&A や説明文で対応するか、という技術的論点。特に権利者団体(新聞協会、CODA、NAFCA 等)が強く主張する知識データの開示対象化、コンテンツ指定開示、海外事業者への実効性確保が採り入れられるかが焦点。
- (2) **「仮称」削除の時期**:第 11 回で正式名称への移行(「仮称」削除)の是非が議論された可能性。
- (3) **最終化後の運用体制**:参考様式の策定、届出の開始時期、事務局による届出事業者一覧の公表の在り方。
- (4) **法制化への言及方針**:新聞協会等が要求する「改善が見られない場合の法制化」について、検討会として言及するかどうか。
- (5) **知的財産推進計画 2026 との連携**:6 月頃の推進計画 2026 策定を見据え、コードの位置づけをどう書き込むか。

第 4 章 プリンシプル・コード(仮称)(案)の内容詳解

本章は、第 11 回参考資料 1(=第 10 回資料 2 と同等の内容)に基づくコード案の内容詳解である¹⁷。

4.1 総論・適用対象

・ **目的**:人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和 7 年法律第 53 号、いわゆる AI 推進法)の趣旨を踏まえ、EU AI Act の透明性・著作権保護規定、およびコーポレートガバナンス分野のステewardシップ・コード等のコンプライ・オア・エクスプレイン手法を参考に、AI 事業者が行うべき透明性確保と知的財産権保護の措置の原則を定める。

・ **適用対象:**「AI 開発者」(AI モデル・アルゴリズム開発から AI システム構築まで担う者)と「AI 提供者」(AI を用いたサービス等を公衆に提供する者)を「AI 事業者」と総称して適用。日本国内に本店を有しなくとも、システム・サービスが日本に向けて提供されている場合には適用(域外適用)。

・ **手法:**コンプライ・オア・エクスプレイン(各原則を実施するか、実施しない場合は理由を説明)。

・ **届出・公表:**AI 事業者は原則実施状況をコーポレートサイト等で公表し、内閣府知的財産戦略推進事務局に参考様式で届出。事務局は届出内容の審査は行わず、届出事業者一覧と参考様式へのリンクを公表する。

4.2 原則 1:開示対象事項の概要開示

(1) **透明性確保のための措置**として、次の各事項の概要をコーポレートサイトで開示:

・ **使用モデル関係:**名称・バージョン、来歴、アーキテクチャ、利用規定、トレーニングプロセス

・ **学習データ関係:**データの種類、ウェブクロール/第三者取得の非公開データセット/公開データセット/合成データの利用有無と目的、第三者クローラの利用の有無・名称・識別子

・ **アカウントビリティ関係:**技術的に可能かつ合理的な範囲での追跡・遡求可能な状態、記録方法・頻度・保存期間

(2) **知的財産権保護のための措置**として:

・ 知財保護原則の策定、責任体制明確化、年 1 回以上の見直し

・ 他者の知的財産権を侵害しないための措置

・ ペイウォール等のアクセス制限尊重、robots.txt 等の機械可読指示に従うクローラの採用、ユーザーエージェント毎の措置公開・変更通知

・ 学習ログの一定期間保持

- ・ 海賊版サイトへのクローリング回避
- ・ 侵害生成物の生成防止技術的措置
- ・ 電子透かし、C2PA 等の出所・来歴証明技術の実装
- ・ 権利者救済のための窓口整備

4.3 原則 2:法的手続を準備中の権利者からの詳細開示要求への対応

使用モデル関係を除く開示対象事項について、次の要件を満たす要求があれば、詳細情報および AI 事業者としての意見を開示:

- ・ (1) 法的手続(訴訟・調停・ADR 等)を現に行っているか準備中である旨の説明
- ・ (2) 当該目的以外に情報を利用しない誓約
- ・ (3) URL 等による情報の特定
- ・ (4) AI 事業者に求める意見の特定

営業秘密該当でも真摯な検討・協議を期待。濫用防止のため合理的範囲での手数料設定・回数制限は可能(ただし萎縮させない範囲)。

4.4 原則 3:AI 生成物を生成した者からの学習対象照会への対応

AI 生成物、プロンプト、利用目的、類似コンテンツ掲載 URL を示された場合、当該 URL ドメインが学習対象に含まれるかを開示。提供者が回答不能の場合は AI モデル開発者名を開示する(開発者への橋渡し)。

4.5 重要な設計思想

コード案は、著作権侵害の立証において権利者が直面する「ブラックボックス問題」(学習データを知り得ないため依拠性立証が困難)をソフトローで補うことを中核的設計思想としている。

原則 1 で一般公開情報を確保し、原則 2 で訴訟準備段階での詳細情報アクセスを可能にし、原則 3 でユーザー側からの事後的な学習確認を可能にする、という 3 層構造である。これは、EU AI Act の第 53 条(汎用 AI モデル提供者の学習データ要約公開義務)と発想を共有しつつ、日本独自

のコンプライ・オア・エクスプレインにより柔軟性を確保した設計と評価できる¹⁹。

第 5 章 検討会全体との連続性・位置づけ

5.1 第 1 回～第 11 回の経緯

検討会全体の経緯を、判明している範囲で整理すると次のとおり²⁰：

回	開催日	主要議題	備考
第 1 回	2023 年 10 月 4 日	開催趣旨・検討課題確認	発足
第 2 回	2023 年 10 月	関係団体ヒアリング	
第 3 回	2023 年 11 月 7 日	関係団体・事業者/関係省庁ヒアリング、意見交換	新聞協会意見表明
第 4 回	2023 年 12 月 11 日	事業者ヒアリング、文化庁報告	
第 5 回	2024 年 1 月	論点整理	
第 6 回	2024 年 3 月	文化庁「AI と著作権に関する考え方」報告	
第 7 回	2024 年 4-5 月	中間とりまとめ案審議	
-	2024 年 5 月 28 日	「中間とりまとめ」公表	法的拘束力なし
-	2024 年 11 月 15 日	「権利者のための手引き」公表	
第 8 回	2025 年 10 月 24 日	知的財産推進計画 2025、論点例	再開後初回
第 9 回	2025 年 11 月 12 日	透明性確保の在り方	非公開
第 10 回	2025 年 12 月 12 日	プリンシプル・コード(案)審議・公表	パブコメ付議
第 11 回	2026 年 4 月 21 日	パブコメ結果・関係団体意見反映審議	本報告対象

5.2 「中間とりまとめ」(2024 年 5 月)と第 11 回との関係

中間とりまとめは、現行法解釈の整理を主目的とする「第 1 フェーズ」の成果物である²¹。ここでは、(1)著作権法(30 条の 4 による学習段階の原則合法性、創作的表現をそのまま出力する目的の学習は別論)、(2)著作権法以外の知財法(意匠法、商標法、不正競争防止法)、(3)個別課題(労力・作風の保護、声の保護、デジタルアーカイブ、ディープフェイク)、(4)検討課題 II(特許法、発明者性、進歩性)、が網羅的に整理された。法的拘束力は明示的に否定され、「公表時点における本検討会としての考えを示すにとどまる」と留保されている²²。

これに対し、第 11 回で最終化に向かうプリンシプル・コードは、新たなソフトロー規範の創設という「第 2 フェーズ」の成果物である。中間とりまとめが現行法の解釈の提示であったのに対し、コードは新たな行動規範の設定であり、質的に異なるレイヤーの政策ツールとなる。

ただし両者は連続的である。中間とりまとめが認めた「ブラックボックス問題」「権利者の立証困難」「海賊版学習への懸念」「海外事業者への実効性」などの未解決課題に対する、法改正の一步手前で試みられるソフトロー回答というべき位置づけにある。

5.3 第 11 回の検討会全体の中での位置づけ

第 11 回は「プリンシプル・コード最終化に向けた論点整理・関係団体最終意見表明の段階」と位置づけられる。資料構成(事務局によるパブコメ意見整理+4 団体追加意見表明+コード案参考資料再配布)が、これを裏付ける。次回以降で最終版確定(「仮称」削除)が見込まれるが、正式スケジュールは公表されていない。

他方、第 11 回は検討会「最終回」ではないと推測される。特許法関係の検討課題 II(AI 発明者性、進歩性判断等)は中間とりまとめ以降も継続検討対象であり、プリンシプル・コードはあくまで検討課題 I の一部成果物である。また、新聞協会が要求する「法制化の検討」など、次フェーズの課題も明示されている。

5.4 関連政策文書との関係

文書	所管	公表時期	性格
----	----	------	----

中間とりまとめ	内閣府	2024 年 5 月	現行法解釈の整理
権利者のための手引き	内閣府	2024 年 11 月	権利者向け啓発
AI と著作権に関する考え方について	文化庁	2024 年 3 月	著作権法解釈ガイドライン[参 23]
AI 事業者ガイドライン (第 1.1 版)	総務省・経産省	2024-2025 年	AI 事業者向け包括的指針[参 24]
AI 推進法(令和 7 年法 53 号)	内閣府/総務省等	2025 年 5 月成立・9 月全面施行	AI 全般の理念法[参 25]
AI 基本計画	人工知能戦略本部	2025 年 12 月閣議決定	AI 政策の総合戦略
プリンシプル・コード	内閣府	2025 年 12 月案/最終化 2026 年半ば予定	生成 AI 事業者のソフトロー規範
知的財産推進計画 2025	内閣府	2025 年 6 月	政府全体の知財政策年次計画
知的財産推進計画 2026	内閣府	2026 年 6 月頃予定	同上(策定中)

役割分担の構造は、(1)文化庁「AI と著作権に関する考え方について」が著作権法の解釈指針、(2)経産省・総務省「AI 事業者ガイドライン」が AI 事業者全般の包括指針、(3)内閣府プリンシプル・コードが生成 AI と知財に特化した開示・対応規範、という三層構造になっている。プリンシプル・コードは、特に生成 AI による著作物利用における透明性・説明責任の強化という点で、最もシャープな焦点を持つ政策ツールといえる。

第 6 章 パブリックコメント関連

6.1 実施概要

・案件名:「生成 AI の適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」に関する御意見の募集について

・公表日:2025 年 12 月 26 日

- ・ 募集期間:2025 年 12 月 26 日~2026 年 1 月 26 日(31 日間)
- ・ e-Gov 掲載:案件番号 095251270²⁶
- ・ 提出方法:e-Gov フォームまたは郵送(日本語・英語)
- ・ 所管:内閣府知的財産戦略推進事務局

6.2 主要提出意見の概観

本調査で把握できた範囲での主要団体等の提出意見は以下のとおり²⁷:

権利者団体(賛成+実効性強化要求)

- ・ **日本新聞協会**(2026 年 1 月 26 日):賛同。知識データ開示明確化、開示要求ハードル低減、URL 指定だけでなくコンテンツ指定も可能化、海外事業者対応。改善なき場合の法制化要求²⁸。
- ・ **日本アニメフィルム文化連盟(NAFCA)**:賛成。EU AI Act と齟齬がない点を評価。商用目的学習のオプトイン原則追記要求。日本語表示・日本円決済・日本向け広告等による日本市場向け判定の客観的事情明示と日本国内代理人明示要求²⁹。
- ・ **出版ネッツ**(日本出版者協議会傘下フリーランス組合):知財事務局と 2026 年 3 月 13 日に面談。知財事務局からは「オプトイン方式の議論を明確に進めている状況ではない」「パブコメを精査し調整中」との回答³⁰。
- ・ **日本フリーランスリーグ(FLJ)**:アンケートでクリエイターの 93%が透明性重要性を認識、88%がオプトイン等の強い同意管理を支持。

AI 事業者・経済界(反対・懸念)

- ・ **新経済連盟(JANE)**(2026 年 1 月 26 日、英語プレスリリース):法的性質の明確化要求、既存開示枠組みの活用許容、API で第三者モデルを利用する生成 AI プロバイダーへの過剰負担、クローラ識別子・アーキテクチャ詳細の競争上機微情報の漏洩懸念³¹。
- ・ **経団連**(2026 年 1 月 14 日意見交換会):「技術進歩に応じた AI 活用と知的財産・コンテンツ保護の両立」の理念と方向性に賛意。他方、海外事業者との競争条件の公平性、技術的制約、工数負担の実効性・実務面の課題を指摘³²。

専門家・有識者

・柿沼太一弁護士(STORIA 法律事務所、JDLA 理事)(2025 年 12 月 23 日、X 投稿):「このままの内容で確定すると、日本の AI 事業者(AI 開発者及び AI 提供者)に非常に大きな悪影響が及ぶ」と強い懸念³³。

・高木浩光氏(情報セキュリティ研究者、産総研)(2025 年 12 月 16 日、27 日ブログ):スチュワードシップ・コードの「劣化コピー」と酷評。「最上位のプリンシプル(目的)が欠如」「Explain に求められるものがスチュワードシップ・コードとは質的に異なる」「EU AI Act 由来の処遇 AI 向けログ・トレーサビリティ発想が、知財検討会のコード案に混入」と構造的批判³⁴。

・ユアサハラ法律特許事務所:逐条批判。「データインカム制度」「著作権的にクリーンな超巨大データベース」という代替案を提言。強い再考要求³⁵。

・安野貴博参議院議員(チームみらい党首):12 月 26 日に「名前が『AI の~』から『生成 AI の~』に変更されるなど一步前進、ただし懸念は残る」と X で発言³⁶。

6.3 政府回答

第 11 回資料 1「パブリックコメントで寄せられた主な意見」に事務局整理が記載されているとみられるが、本調査では直接内容を確認できず³⁷。通常の行政手続法パブコメと異なり、プリンシプル・コードは強制力のない行動規範のため、e-Gov 上の「考え方」公示形式での逐項回答は、最終化時点で別途行われる見込み。e-Gov 上での正式な「結果公示」日は本調査時点で未確認。

第 7 章 反響・反応

7.1 主要新聞・業界紙報道

日本経済新聞系が本件を最も継続的に報道している³⁸:

・2026 年 1 月 7 日頃 日経デジタルガバナンス「AI と知財の『プリンシプルコード』企業の照会負担重く」:柴山吉報弁護士(阿部・井窪・片山)の「原案のまま正式発効となった場合、生成 AI の開発者やサービス提供者に大きな影響を与えうる」というコメント。

・2026 年 1 月 26 日「生成 AI の知財保護ルール案、実効性向上を 新聞協会が政府に意見書」:新聞協会の意見書概要。

・2026 年 2 月 3 日「内閣府の AI 原則、真面目な企業が損をする?『現実離れ』の指摘も」:事業者からの疑問と権利侵害団体の評価の両論併記。

・2026 年 3 月 3 日 日経クロストrend「突如登場した『生成 AI プリンシプル・コード(仮称)(案)』の衝撃」(中崎尚弁護士、アンダーソン・毛利・友常):「コンプライ・オア・エクスプレインの法的拘束力なしだが事業者からすると事実上開示をせざるを得ない状況に追い込まれる可能性」と政策当局に慎重な取り組みを要求。

ITmedia AI+(2025 年 12 月 26 日):パブコメ開始を報道し、X 上の賛否両論を紹介³⁹。

NDL カレントアウェアネス(2025 年 12 月~):淡々と事実報告⁴⁰。

朝日・読売・毎日・産経などの他の全国紙は、本件パブコメ段階の独立報道は相対的に限定的。いずれも新聞協会加盟社として、協会経由での意見反映と、Perplexity 訴訟事案の延長線上での報道が中心。

7.2 法律事務所・特許事務所のブログ・ニュースレター

事務所・筆者別論評マトリクス(本調査で把握できた範囲)⁴¹:

事務所/筆者	日付	スタンス	要点
骨董通り/橋本阿友子	2026 年 1 月 26 日	中立~肯定	ソフトロー実効性と実務影響を肯定的に整理。robots.txt 等はハード化も選択肢
ユアサハラ法律特許事務所	2025 年 12 月 ~2026 年 1 月	強い反対	萎縮効果、外国企業撤退懸念、代替案(データインカム制度)提言
STORIA/柿沼太一	2025 年 12 月 23 日	強い反対	日本 AI 事業者への大きな悪影響
阿部・井窪・片山/柴山吉報	2026 年 1 月	批判的	照会負担重く、事業者に大きな影響

アンダーソン・毛利・友常 /中崎尚	2026 年 3 月 3 日	批判的	事実上開示強制化、生成 AI 限定の論 理的問題
西村あさひ	2025 年 12 月 11 日	(背景解説)	Perplexity 提訴ニュースレター
佐野特許事務所	2026 年 1 月 28 日	肯定的	企業の対応 3 点を提示
赤坂国際	2025 年 12 月 下旬	批判的	真面目な企業ほど陥る情報開示の 罠、非対称性指摘
箱守法律事務所	2026 年 1 月	中立	ソフトロー実効性の両論比較

論調の傾向:事業者側代理が中心の事務所(STORIA、阿部井窪片山、アンダーソン毛利友常等)からは批判的、権利者・クリエイター側を多く扱う事務所(骨董通り等)からは比較的肯定的、という傾向が読み取れる。全体としては批判的論調が優勢で、「コンプライ・オア・エクスプレインでありながら事実上強制力を持つ」点への警戒が共通の論点。

7.3 学術論評

本調査の検索範囲では、上野達弘(早稲田大学)、奥邨弘司(慶應義塾大学)、田村善之、中山信弘、島並良、小泉直樹、横山久芳、宍戸常寿、曾我部真裕、山本龍彦、新保史生、福岡真之介ら著名な知財法・情報法学者によるプリンシプル・コード案単独論評は、2026 年 4 月 23 日時点で明示的には確認できなかった⁴²。学術誌(ジュリスト、NBL、コピライト、知財管理、パテント)でも、リードタイムの関係で 2026 年 5 月以降の号で論文化される可能性が高い。日経 2026 年 1 月 29 日記事のキーワードタグに市川類(一橋大学)、佐久間弘明の名前が記載されており、これらの研究者がコメント対象者となっている⁴³。

7.4 業界団体の反応

団体	スタンス	主な意見
日本新聞協会	賛成+実効性強化要求	前述(7.1、6.2)[参 44]
CODA	賛成(推定)	第 11 回で意見表明[参 45]

JIPA	中立~事業者配慮(推定)	第 11 回で意見表明[参 46]
BSA	事業者側配慮(推定)	第 11 回で意見表明[参 47]
経団連	賛同するが実効性懸念	2026 年 1 月 14 日意見交換会[参 48]
新経済連盟(JANE)	批判・懸念	2026 年 1 月 26 日英文プレスリリース[参 49]
JDLA	懸念・啓発	2025 年 12 月 22 日解説会開催[参 50]
NAFCA	賛成+オプトイン追記要求	2026 年 1 月パブコメ[参 51]
出版ネッツ	権利者保護強化	2026 年 3 月 13 日内閣府面談[参 52]
JASRAC、RIAJ、書協、漫画家協会	本調査時点で単独意見書未確認	他のパブコメでは意見表明ありだが本件では確認できず

7.5 海外メディア・海外法律事務所

海外では、**大手国際事務所からの解説レポートが中心**で、Reuters、Bloomberg、FT、The Economist といった汎用海外メディアの独立報道は本調査時点で確認できなかった⁵³。

- ・ **Baker McKenzie(Connect On Tech)**:2026 年 4 月 1 日、岡田次弘・露木淳子による包括的英語解説。「ソフトロー+コンプライ・オア・エクスプレイン」と特徴づけ。権利者団体は広く歓迎、事業者団体は significant reservations、AI ガバナンスグループは非対称性(遵守者は相応のコスト、非遵守者は同等負担なしで運営)を指摘、と両論併記⁵⁴。

- ・ **White & Case**:AI 推進法とコード案を併せて紹介。域外適用の意図を海外事業者に周知⁵⁵。

- ・ **Bird & Bird**:AI Regulatory Horizon Tracker - Japan で事実報告⁵⁶。

- ・ **IAPP**(2025 年 11 月 12 日):日本の AI ガバナンス全般の概観で、Sora 2 事案での OpenAI への日本政府著作権侵害是正要請にも言及⁵⁷。

- ・ **The Legal Wire**:英語要約。Comply or Explain 枠組み、学習データ・クローリング方針、年次開示、限定的なトレーニングデータソース照会応答を紹介⁵⁸。

・ Chambers Practice Guides AI 2025: Japan⁵⁹、International Bar Association⁶⁰: 関連文脈で言及。

7.6 クリエイター団体・公的立場の発信者

・ 上述のとおり、NAFCA、出版ネッツ、FLJ などのクリエイター・フリーランス団体は権利者保護強化を主張する意見を提出⁶¹。

・ 安野貴博参議院議員(チームみらい党首): 2025 年 12 月 22 日に内閣府と面談、12 月 26 日パブコメ開始時に X および公式 note で声明⁶²。

・ 赤松健参議院議員、山田太郎参議院議員: 本件単独公式発信は本調査時点で確認できず。

・ 匿名アカウントを除く著名クリエイターの公的発言は、本調査で網羅的把握に至らず。

7.7 全体論調の分析

賛成・反対・中立の分布(本調査で把握できた言説ベース、定性的評価)⁶³:

立場	主体
明確に賛成(権利者サイド)	日本新聞協会、NAFCA、出版ネッツ、FLJ、骨董通り(橋本弁護士)、佐野特許事務所
中立・両論併記	Baker McKenzie、White & Case、Bird & Bird、箱守法律事務所、日経報道
明確に反対・強い批判	ユアサハラ法律特許事務所、柿沼太一(STORIA)、柴山吉報(阿部井窪片山)、中崎尚(アンダーソン毛利友常)、赤坂国際法律事務所、高木浩光、JANE(新経連)、安野貴博議員

数的には批判的論調が優勢だが、これは法律事務所論評の可視性が高いため。権利者団体は一貫して賛成(実効性強化要求付)、AI 事業者・経済界・法律実務家は懸念優勢、という明確な二極化構造がある。

主要論点の共通認識:

(1) 法的性質: 法的拘束力なしと明記されているが、実務上は遵守圧力が強く、「事実上の行政指

導」化のリスクが全論評に共通して指摘される。

(2) コンプライ・オア・エクスプレイン方式:柔軟性の長所と説明義務の負担リスクの両面評価。

(3) 日本 AI 推進法・AI 基本計画との整合性:高木浩光らは「知財検討会が AI 処遇 AI 型規制を混載している」と構造的批判。

(4) EU AI Act との比較:学習データ要約公開義務と類似しつつ、日本独自の柔軟性を持つ設計。

(5) 海外事業者への実効性:権利者団体・海外事務所双方が焦点として指摘。

(6) 著作権法改正の見通し:新聞協会が「コード不遵守が続けば法制化」を要求。運用実態を見ての判断となる見込み。

第 8 章 政策的インパクトの評価

8.1 今後の検討スケジュール

第 11 回で最終化に向けた論点整理が行われたことから、**2026 年 5-6 月頃に第 12 回会合でプリンシプル・コード最終版が確定**する可能性が高い(公式発表は本調査時点で未確認)⁶⁴。最終化後は以下のスケジュールが想定される:

- (1) 「仮称」が外れた正式名称への移行
- (2) 参考様式の公表(事業者向け届出様式)
- (3) AI 事業者からの受入表明・届出開始
- (4) 事務局による届出事業者一覧の公表開始
- (5) 知的財産推進計画 2026(2026 年 6 月頃策定予定)への反映
- (6) 関係省庁・関係団体による周知活動

8.2 立法措置への含意

プリンシプル・コード自体は**立法措置ではない**が、次の立法論的含意を持つ:

- ・ **著作権法 30 条の 4 の見直し**:コードが想定する「海賊版学習への対応」「アクセス制限尊重」

等が実効性を欠く場合、権利者団体(新聞協会、NAFCA 等)が主張する 30 条の 4 の見直しが本格化する可能性。

- ・ **著作権法改正(新たな開示制度)**:新聞協会の「実効性を強化」提言は、学習データ開示に関する新たな法定制度(例:営業秘密保護と両立する非公開開示命令制度)の立法化要求と読める。
- ・ **不正競争防止法関係**:中間とりまとめの「声の保護」「労力・作風の保護」議論は、不競法改正の論点として継続検討中。
- ・ **新法制定**:ユアサハラ法律特許事務所の「データインカム制度」等は新法提案。政府として採用する可能性は現時点では低い、国会論戦の材料にはなりうる。
- ・ **AI 推進法(令和 7 年法 53 号)の運用実績**:AI 推進法は罰則を持たない理念法だが、プリンシプル・コードの運用実績次第で、今後の改正論議に波及する可能性。

8.3 文化庁・経産省との役割分担

コード最終化により、政府内の役割分担が次のように整理される見込み:

- ・ **文化庁**:著作権法解釈(「AI と著作権に関する考え方について」)、権利者の契約実務支援、アーカイブ整備⁶⁵
- ・ **経産省・総務省**:「AI 事業者ガイドライン」(包括的 AI ガバナンス)、AI 事業者一般の振興と技術規制⁶⁶
- ・ **特許庁**:AI 発明者性、進歩性等の特許審査実務
- ・ **内閣府知的財産戦略推進事務局**:全体の司令塔として、プリンシプル・コードの運用・届出管理、関係省庁間の連携、知財推進計画の策定

内閣府は、従来の「政策調整」から一歩進んで、**プリンシプル・コード運用という直接的な行政機能**を担うことになる点が注目される。

8.4 実務的含意

日本で生成 AI サービスを提供する国内外の事業者にとって、プリンシプル・コード最終化後の

実務対応は以下のとおり想定される:

- (1) 開示態勢の整備:コーポレートサイト上での原則 1 関連情報の整理・開示体制構築。年 1 回以上の見直し体制。
- (2) ログ・トレーサビリティの設計:技術的に可能かつ合理的な範囲での学習データ・推論プロセスのログ保持設計。
- (3) クローリングポリシーの見直し:robots.txt 尊重、ペイウォール尊重、ユーザーエージェント公開、第三者クローラ利用の明示。
- (4) 権利者窓口の整備:原則 2 対応のための窓口設置、内部ワークフロー整備、手数料・回数制限の合理的設計。
- (5) 利用者窓口の整備:原則 3 対応のための照会受付体制、AI モデル開発者との連携プロトコル。
- (6) 法務・コンプライアンス体制:コード受入れ表明・エクスプレインの判断体制、虚偽記載リスク管理。
- (7) 国際整合性の確保:EU AI Act 第 53 条等の海外開示義務との整合的な開示設計。

中小企業・スタートアップには相応の対応負担が生じるため、業界団体・事務所によるテンプレート・サポート体制の整備が急務となる。

第 9 章 結論と評価

第 11 回会合は、日本の生成 AI と知的財産権をめぐる政策が、「**現行法解釈の整理**」(中間とりまとめ)から「**新たなソフトロー規範の創設**」(プリンシプル・コード)へと質的に移行する転換点を画する。強制力を持たないにもかかわらず、日本特有の「ソフトローの事実上の強制力」と域外適用の明示により、**日本市場に向けてサービスを提供するすべての生成 AI 事業者(国内・海外を問わず)に実質的な影響**を与える政策ツールとなる。

権利者団体が要求する「実効性強化」と事業者側が懸念する「過剰負担」の間で、**コンプライ・オア・エクスプレイン**というバランス装置が実際に機能するかが、今後 1-2 年の試金石とな

る。機能しない場合には、新聞協会等が要求する法制化(著作権法改正、新法制定等)に道が開かれる。機能する場合には、EU AI Act 型の法定開示義務ではなく、日本独自のソフトロー中心モデルが、アジア太平洋地域の参考事例として定着する可能性もある。

第 11 回は、こうした歴史的分岐点の**ちょうど中間**に位置する会合であり、最終化の直前段階で関係団体の最終意見表明を組み込む、事実上の**最終パブリック・セッション**として機能した。次回以降の会合動向、知的財産推進計画 2026 への反映、AI 事業者による受入表明の実態が、**日本 AI 知財ガバナンス 2026 年下半年期-2027 年の最大の注目ポイント**となる。

付記:本調査の限界

1. 第 11 回会合は 2026 年 4 月 21 日開催、本レポート作成は 2026 年 4 月 23 日であり、議事録・議事要旨・事務局総括は未公表である可能性が高く、本レポートは配布資料・関係者事前発信・パブコメ段階の報道から合理的に再構成したものとなる。
2. 第 11 回配布資料のうち、資料 1(パブコメ整理)、資料 3-1・3-2(CODA)、資料 4(BSA)、資料 5(JIPA)、参考資料 1-1・1-2、参考資料 2-1・2-2 については、本調査の技術的制約により直接取得に至らず、タイトル・団体の立場から推測した部分がある。本文と推測の区別は本文中で明示した。
3. 第 11 回版プリンシプル・コード案と第 10 回版との具体的修正点は未確認。
4. 日経以外の 4 大紙(朝日・読売・毎日・産経)の独立報道、主要学術論文、JASRAC・RIAJ・日本書籍出版協会・日本漫画家協会等の本件単独意見書、Reuters/Bloomberg/FT/The Economist 等の海外主要メディア独立報道は、本調査時点で確認できなかった。最終化・知財推進計画 2026 公表後の報道・論評に注目する必要がある。

参考文献

1. 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会(第11回)議事次第」
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/index.html
2. 内閣府知的財産戦略推進事務局(中原裕彦事務局長)/経団連意見交換会(2026年2月5日)
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0205_03.html
3. 日本新聞協会「『生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)』策定に対する意見」(第11回資料2)
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai11/shiryu2.pdf
4. 内閣官房「会議等一覧」 <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/>
5. 前掲1
6. 内閣官房「AI時代の知的財産権検討会(第10回)議事次第」
https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/index.html
7. 週刊経団連タイムス第3716号(2026年2月5日)「AI知財プリンシプル・コード」
https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2026/0205_03.html
8. 前掲1
9. 本調査では取得に至らず
10. e-Gov パブリック・コメント(案件番号 095251270) <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000304677>
11. 日本経済新聞「内閣府のAI原則、真面目な企業が損をする?『現実離れ』の指摘も」(2026年2月3日) <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC295P90Z20C26A1000000/>
12. 前掲3
13. 前掲3(資料2の年表欄)
14. CODA 公式 <https://coda-cj.jp/>
15. BSA 公式 <https://bsa.or.jp/about-bsa/>
16. JIPA 公式 <https://www.jipa.or.jp/>
17. 「AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」(第10回資料2)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/gijisidai/dai10/shiryu2.pdf
18. 2026年4月23日時点の検索による確認
19. Baker McKenzie, "Japan's draft 'Principle Code' for generative AI: transparency, IP protection and challenges ahead"(2026年4月1日) <https://connectontech.bakermckenzie.com/japans-draft-principle-code-for-generative-ai-transparency-ip-protection-and-challenges-ahead/>

20. 首相官邸「AI時代の知的財産権検討会」トップ
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/kaisai/index.html
21. 「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」(2024年5月28日)
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf
22. 前掲 21
23. 文化庁「AIと著作権に関する考え方について」(2024年3月)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_07/
24. 総務省・経産省「AI事業者ガイドライン(第1.1版)」
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/
25. 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律(令和7年法律第53号)
26. 前掲 10
27. 本調査における各団体公式サイト・報道確認
28. 日本新聞協会意見書(2026年1月26日)
https://www.pressnet.or.jp/statement/copyright/260126_16107.html
29. NAFCA「パブリックコメント19」<https://nafca.jp/public-comment19/>
30. 出版ネッツ <https://union-nets.org/archives/9841>
31. 新経済連盟(英文プレスリリース) <https://jane.or.jp/en/proposal/theme/27067.html>
32. 前掲 7
33. 柿沼太一弁護士(STORIA法律事務所)X投稿(2025年12月23日)
34. 高木浩光「高木浩光@自宅の日記」2025年12月16日・27日 <http://takagi-hiromitsu.jp/diary/>
35. ユアサハラ法律特許事務所 <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/6108/>
36. 安野貴博/チームみらい note https://note.com/team_mirai_jp/n/n3a6e1938b311
37. 本調査では第11回資料1の本文取得に至らず
38. 日本経済新聞各記事(本レポート7.1参照)
39. ITmedia AI+「波紋呼ぶ"生成AI×知的財産の保護"の新ルール案へのパブコメ募集スタート」(2025年12月26日) <https://www.itmedia.co.jp/aipius/articles/2512/26/news116.html>
40. 国立国会図書館カレントアウェアネス <https://current.ndl.go.jp/car/268921>
41. 各事務所公式サイトを個別確認
42. 2026年4月23日時点の検索による確認
43. 前掲 11
44. 前掲 28
45. 前掲 1(第11回配布資料)

46. 前掲 1
47. 前掲 1
48. 前掲 7
49. 前掲 31
50. ABEJA プレスリリース <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000201.000010628.html>
51. 前掲 29
52. 前掲 30
53. 本調査における海外メディア検索結果
54. 前掲 19
55. White & Case "Japan's first AI legislation becomes law" <https://www.whitecase.com/insight-alert/japans-first-ai-legislation-becomes-law-focus-promoting-research-and-development-no>
56. Bird & Bird AI Regulatory Horizon Tracker - Japan
<https://www.twobirds.com/en/capabilities/artificial-intelligence/ai-legal-services/ai-regulatory-horizon-tracker/japan>
57. IAPP "Global AI Governance Law and Policy: Japan"(2025 年 11 月 12 日)
<https://iapp.org/resources/article/global-ai-governance-japan>
58. The Legal Wire <https://thelegalwire.ai/>
59. Chambers Practice Guides Artificial Intelligence 2025: Japan
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/artificial-intelligence-2025/japan>
60. International Bar Association <https://www.ibanet.org/japan-emerging-framework-ai-legislation-guidelines>
61. 前掲 29、30
62. 前掲 36
63. 本調査による言説分析
64. 2026 年 4 月 23 日時点
65. 文化庁著作権課 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
66. 経産省・総務省 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/